

当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■医療 DX 推進体制整備加算（医療 DX）

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様によりよい医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

■歯科初診料の注 1 に規定する基準（歯初診）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■歯科外来診療医療安全対策加算 1（外安全 1）

- ・当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者様に安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。
- ・自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- ・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。
- ・患者様の搬送先として下記の病院と連携し、緊急時の体制を整えています。

緊急時連絡先：武藏野赤十字病院

電話番号：0422-32-3111

■歯科外来診療感染対策加算 1（外感染 1）

当院では、院内感染対策管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■歯科治療時医療管理料加算（医管）

患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

■口腔管理体制強化加算（口管強）

歯科疾患または咀嚼・摂食嚥下機能障害に関する、総合的かつ継続的な管理が可能で
す。お口のトラブルを未然に防ぎ、お口の健康維持をサポートします。

【主な施設基準】

- ・「歯科医師・歯科衛生士」が規定の人数以上在籍
- ・修復物の維持管理や定期的な口腔ケアといった「口腔管理」や「訪問診療」の実施
- ・口腔外バキュームや滅菌器など「感染症や医療安全対策のための設備」の完備
- ・AED・酸素ボンベ・血圧計など「緊急時のための体制」の充実

このほかさまざまな基準をクリアした医院のみ、診療報酬が加算されます。

■在宅療養支援歯科診療所 2（歯援診 2）

当院は訪問診療を行う上で、厚生労働省が求める基準を満たす診療所となっていま
す。基準を満たした歯科医院は、従来の診療報酬に加えて一定の加算（割増）が認め
られており、より安心・安全な訪問診療を受けていただけることが可能とな
り、また訪問診療体制設備への取り組みも積極的に行うことができるようになります。

■在宅患者歯科治療時医療管理（在歯管）

治療前、治療中及び治療後における患者様の全身状態を管理できる体制を整備してお
り、下記の保険医療機関と連携し、緊急時の対応を確保しています。

連携医療機関：加島歯科

電話番号：0422-53-8644

■有床義歯咀嚼機能検査 2 の口及び咬合圧検査（咬合圧）

義歯を装着し咬合圧の測定のための分析装置を備えております。咬合機能の回復の程
度等を総合的に評価し、義歯の調整や指導管理を行っております。

■歯科技工士との連携及び光学印象における歯科技工士との連携（歯技連 1）

光学印象を実施するにあたり、歯科技工士と十分な連携のうえ、口腔内の確認等を
実施しています。

■CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー（歯 CAD）

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠や
インレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

■クラウン・ブリッジの維持管理（補管）

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（歯外在ベⅠ）

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持续させるための取り組みです。令和6年6月以降、患者様の診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

吉祥寺南歯科 管理者(院長)：江澤 庸博